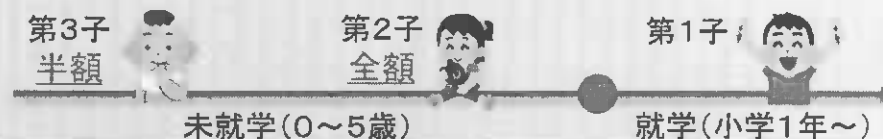


国の多子軽減支援

国の多子軽減の仕組みでは、年収約360万円以上の世帯は、第1子が小学生以上の場合、認可保育所に通う第2子に対する保育料の減免はない。国の無償化が開始された後も、第2子が0-2歳であればこの状況は変わらない

<現在の多子軽減(年収約360万円以上の世帯例)>



新たな支援

- 平成31年度予算額 約13億円
- 補助対象経費
 年収約360万円以上の世帯における第1子が小学生以上である場合、第2子の保育料を半額に、第3子の保育料を無償にするために必要な経費を区市町村に補助
- 補助率 都10/10
- 開始時期 2019年10月から
- ※都は国に対し制度の見直しを提案要求予定

<新たな支援導入後(都制度を活用した場合)>



補助と保育料のイメージ

※上記の事例における第2子(3号保育標準認定、世帯所得1,200万円所得階層⑧の例)に都の支援を適用した場合

	保護者負担額 (国基準) 104,000円	
【現状】	区市町村 独自軽減	現在徴収している 保育料
【補助導入後】	都の補助 52,000円	区市町村 独自軽減 現在の半額 の保育料

<補助と保育料の流れ>

